

高年齢雇用継続給付金を申請するには、まず、雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（p. 52～53）により、60歳までの賃金額を届け出なければなりません。届け出た賃金額よりも再雇用後の賃金が75%未満に減額されることになれば、高年齢雇用継続給付金が支給されます。

同時に高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（p. 54～55）を提出し、1回目の高年齢雇用継続給付金の申請を行います。

p. 52の見本を見てください。雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書は、2枚セットの複写式になっていますので、2枚とも提出します。1枚目が事業主控え、2枚目がハローワークへの提出用となります。1枚目の事業主控えは、ハローワークの受付印が押印され、会社の控えとして返されますので、大切に保管します。ハローワークの控えには、本人の確認印と会社印の押印が必要です。記載間違いなどを窓口で訂正するために、会社の捨印を押しておくとう便利です。

「①被保険者保険者番号」「②事業所番号」「③60歳に達した者の氏名・フリガナ」「④事業所名称・所在地・電話番号」「⑤60歳に達した者の住所又は居所」「事業主住所・氏名」を、もれなく記載してください。「⑥60歳に到達した日等の年月日」は、60歳になった誕生日の前日を記載します。「⑦60歳に達した者の生年月日」を記載してください。

「60歳に達した日等以前の賃金支払状況等」には、60歳に達する前の賃金額などが記載されるため、この証明書の賃金額と比べて60歳以降の賃金が低下しているかを確認します。いざ、高年齢雇用継続給付金の金額を計算するというときに、会社の就業規則に規定されているからということで賃金が60歳前と比べて減額した額が少なく支払われているとしたら、高年齢雇用継続給付金は支給されません（p. 45参照）。

記載のしかたは、基本的には第2回の離職証明書の作成と同じです。「⑧60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」は、実際には60歳の誕生日を迎えても会社を辞めたわけではないですが、離職したものとみなして作成することになります。ハローワークでは、この雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書により、60歳に達する日までの賃金額を登録し、60歳に達した日以降の賃金額を比較して、賃金の低下率を確認することになります。

続いて、p. 54の高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書を見てください。

高年齢雇用継続給付金の受給資格があるかどうか確認するために大事なものにな

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(事業主控)

1 被保険者番号	1515-151515-0	フリガナ	ニシオカ イチロウ	
2 事業所番号	1300-111111-1	60歳に達した者の氏名 西岡 一郎		
4 名称	町田商工株式会社	⑤ 60歳に達した者の 〒194-0036		
事業所所在地	東京都町田市中町1-1-1	東京都町田市木曾東6-5-4		
電話番号	042-711-1111	住所又は居所 電話番号(042)777-8888		
6 60歳に達した日等の年月日	平成 25 年 7 月 6 日	昭和 28 年 7 月 7 日		
住所	東京都町田市中町1-1-1			
事業主	町田市商工株式会社			
氏名	代表取締役 町田 太郎			

60歳に達した日等以前の賃金支払状況等

8 60歳に達した日等に離職したとみなした 場合の被保険者期間算定対象期間 60歳に達した日等の翌日	⑨ ⑧の期 間にお ける賃 金支払 基礎日 数	⑩ 賃金支払対象期間 60歳に達した 日等	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃 金 額		⑬ 備 考
				⑭ 計	⑮ 計	
6月7日~ 60歳に達した 日等	30日	7月1日~ 60歳に達した 日等	6日	95,800		
5月7日~6月6日	31日	6月1日~6月30日	31日	479,000		
4月7日~5月6日	30日	5月1日~5月31日	31日	479,000		
3月7日~4月6日	31日	4月1日~4月30日	30日	479,000		
2月7日~3月6日	29日	3月1日~3月31日	31日	479,000		
1月7日~2月6日	31日	2月1日~2月29日	29日	479,000		
12月7日~1月6日	31日	1月1日~1月31日	31日	479,000		
11月7日~12月6日	30日	12月1日~12月31日	31日	479,000		
10月7日~11月6日	31日	11月1日~11月30日	30日	479,000		
9月7日~10月6日	30日	10月1日~10月31日	31日	479,000		
8月7日~9月6日	31日	9月1日~9月30日	30日	479,000		
7月7日~8月6日	31日	8月1日~8月31日	31日	479,000		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日			

⑭賃金に 関する特 記事項	六十歳到達時等賃金証明書受理 平成 年 月 日 (受理番号)	
※公共職業安定所記載欄		

注意

- 1 事業主は、公共職業安定所からこの六十歳到達時等賃金証明書(事業主控)の返付を受けたときは、これを7年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
- 2 六十歳到達時等賃金証明書の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書についての注意」を参照すること。
- 3 「60歳に達した日等」とは、当該被保険者の60歳の誕生日の前日又は60歳に達した後「被保険者であった期間」が通算して5年を満たした日である。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号